

～知って役立つ～

町からの お知らせ

軽自動車税の減免申請 は6月2日までに

一定級以上の身体障がい者の方の軽自動車税については減免の対象になります。

▼対象の軽自動車

- ・障がい者本人名義の軽自動車
- ・知的障がい者や18歳未満の身体障がい者である場合、生計を同一にする人の名義の軽自動車
- 一度申請された方は、その後も要件を満たしている間は手続き不要です。

ただし、次の方は更新が必要ですので、**納付前に手続きをお願いします。**

①軽自動車の買替があった方

②障害の等級に変更があった方

▼申請期限 6月2日（月）

▼必要書類 納付書（支払う前のもの）・免許証、車検証、障がい者手帳

※法人の減免については毎年申請が

必要です。車検証に「車いす移動車」などの記載がない場合は車両の写真の添付をお願いします。

▼問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

固定資産税の減免申請 は6月2日までに

次の固定資産税については減免の対象になります。**納付前に手続きをお願いします。**

①集会所など公益のために直接専 用する固定資産

②生活保護法の規定により生活扶 助を受ける者が所有し、かつ使 用する固定資産

▼申請期限 6月2日（月）

▼申請場所

- ・肝付町役場 税務課
- ・内之浦総合支所 町民生活課
- ・岸良出張所

▼必要書類

納税通知書・課税明細書・納付書

▼お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

特設人権相談所 開設

人権は、人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。

家庭内・近隣間のトラブルや相続・金銭問題での悩みごとなど日常生活のなかでの様々な悩みや心配ごと、差別を受けたと感じたと

き、または周りに困っている人を見かけたときには、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

▼開設日・場所

6月2日（月）

場所 肝付町コミュニティセンター

6月4日（水）

場所 内之浦総合支所

▼時間 午前10時～午後3時

※電話相談は平日の午前8時30分～午後5時15分まで可能です。

▼お問い合わせ先

鹿児島県地方事務局鹿屋支局

☎0994(43)6790

ハウスクリーニング講習

清掃の目的と心構え、接遇マナー、主な清掃資機材の基本的な取扱い方、作業方法等について実習を通して清掃の基礎知識等を学びます。

▼日時

6月4日（水）～6月5日（木）

午前10時～午後4時

▼場所

町民集会所 いこいの家

▼対象 60歳以上でシルバー人材センターの新規会員として就業を目指す方、又は現在シルバー会員であるが新たな分野で就業を目指している方

▼定員 10人（選考）

▼受講料 無料

▼申込方法 氏名、住所、電話番号を電話かファックスで申込ください。

JRで「精神障害者割引 制度」がはじまります

4月1日から、JRグループで運賃の精神障害者割引制度が導入されます。

この割引を受けるためには、顔写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳に「第1・第2種精神障害者」と表記する必要がありますので、役場で手続きを行ってください。※割引内容については、JR窓口へ直接おたずねください。

▼対象者 精神障害者保健福祉手 帳の所持者

▼手続先 精神障害者保健福祉手
帳を持って福祉課又は町民生活課

▼お問い合わせ先

肝付町役場 福祉課

☎0994(65)8413

困ったら一人で悩まず 行政相談

令和7年4月1日付けで、橋口洋輔さん、中西美喜子さんが本町の行政相談委員（総務大臣委嘱）に新しく委嘱されました。

行政相談委員は、医療保険・年金・雇用・道路・社会福祉・交通

住民票・課税証明等 コンビニ交付一時停止のお知らせ

日付：5月21日（水）

午前6時30分～午後11時

システムメンテナンスにより

お手続きできませんので

お気をつけください。



▶橋口洋輔さん



▶中西美喜子さん

▼お問い合わせ先

肝付町役場 総務課

☎0994(65)8421

機関などについての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から、その解決に向けた助言や関係機関への申し立てを行います。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

▼日時・場所

5月14日（水）午前9時～12時

場所 内之浦総合支所

▼日時・場所

5月16日（金）午前9時～12時

場所 肝付町福祉会館

肝付町営農振興事業補助金について

園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整等に要する機械や機材を整備する取組を支援します。

対象者	(1)認定農業者・認定新規就農者・営農活動推進団体・集落営農 (2)肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと
対象作物	野菜・果樹・花き・水稻・雑穀・いも類・豆類・工芸作物
対象経費	(1)専用機械・専用機材・専用アタッチメント (2)汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記も対象。 ①耕耘用機械（トラクター・耕耘機・管理機） ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）
補助額	事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内（1件あたり3年間で100万円を限度額とします）
留意事項	本事業は年度につき1回までしか申請できません。 作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場合もあります。 補助事業が完了したときは3年間実績を提出してください。

事前に審査を行います。

必要な書類などについては、肝付町役場農業振興課までお問い合わせください。

必要な書類 見積書、カタログ等

申込み期限 6月12日（木）

申込み窓口 肝付町役場 農業振興課

※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書、作付計画書を提出していただきます。

書類の提出・お問い合わせ先

肝付町役場 農業振興課

☎ 0994(65)8417

第3回非営利寄付型チャリティーイベント

～こどもたちのために歩こう～
あなたの一歩が貧困に苦しむ
日本の子どもたちへの寄付に

足の8020 ウォーキング



2025 5.10 ▶ 5.31

会場 日本全国各地

対象

健康な方・無理をしない方、どなたでもご参加いただけます

貧困のこどもの体験格差解消を！

寄付先

特定非営利活動法人NPOキッドア
認定NPO法人カタリバ
認定NPO法人フローレンス
こども家庭庁などが運営するこどもの未来応援基金

「80歳で20分間キビキビと歩き続けられる社会」
～30年後の「平均寿命＝健康寿命」を目指して～

1日20分以上または約1.2km歩くことで貧困に苦しむ
日本の子どもたちへの寄付に貢献できます。
ぜひこの機会に参加してみませんか？

肝付町では、一般社団法人足の8020が主催する非営利・寄付型
チャリティーイベント「足の8020ウォーキング」を後援しています。

参加費 無料

詳細は
一般社団法人
足の8020
HPをチェック
▶▶▶▶▶



問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)2564